

令和8年度渋川市移住者住宅支援事業助成金交付要領

令和8年4月1日から適用

本助成金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

<p>交付目的</p>	<p>市は、市の人口減少を抑制し、定住人口の増加を図るため、移住者の生活安定及び居住環境の充実を支援することを目的に、住宅等を取得した市外からの転入者に対し、予算の範囲内において、移住者住宅支援事業助成金を交付します。</p>
<p>内容</p> <p>助成対象者</p>	<p>助成対象となるのは次に掲げる条件を満たす者です。</p> <p>(1) 工事請負契約書又は売買契約書の契約者かつ登記事項証明書における建物の所有者であること（対象住宅等が共有名義の物である場合は、当該共有者の内から選任された1人）。</p> <p>(2) 指定転入者であること。</p> <p>(3) 住民登録をした日から2年以内であること。</p> <p>(4) 市区町村税（前年度の市区町村民税賦課期日に住民登録をしていた市区町村のもの）を滞納していないこと。</p> <p>(5) 居住地の自治会に加入していること（居住地に自治会が発足していない場合を除きます。）。</p> <p>(6) 暴力団員又は暴力団、これに類する暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる団体の構成員若しくはこれらに関係する者でないこと。</p> <p>(7) 過去に渋川市移住者住宅支援事業助成金及び渋川市移住支援金の交付を受けていないこと。</p> <p>(8) 助成対象住宅等の取得に伴い、市から他の補助金等の交付を受けていないこと（共有名義の物件にあっては、その全ての者が受けていないこと。）。</p> <p>前項の規定にかかわらず、市長が不適当と認める者は除きます。</p>
<p>助成対象住宅等</p>	<p>助成対象となるのは次に掲げる条件を満たす住宅等です。</p> <p>(1) 玄関、台所、便所、浴室及び居住の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 所有権保存登記又は所有権移転登記を完了した日から1年以内であること。</p> <p>(3) 不動産売買により取得する住宅等は、売主が宅地建物取引業者であること又は宅地建物取引業者が仲介したものであること。</p>
<p>交付金額</p>	<p>助成金の基本額は5万円とし、別表第1に定める加算額及び別表第2に定める特別加算額を上乗せして助成します。</p>

	予算額	この助成金の事業全体の補助限度額は、2,574万円です。 。限度に達した時点で受付を終了します。
交付 手 続 等	交付申請の方法、 時期等	<p>助成対象者及び助成対象住宅等の条件を満たし、市への住民登録から2年以内かつ助成対象住宅等の所有権保存登記（移転登記）完了の日から1年以内の間に、渋川市移住者住宅支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて市民協働推進課まで提出してください。ただし、申請に係る住宅等が共有名義であるときは共有者のうち1人を申請者とし、他の共有者の同意を得た上で申請するものとします。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。</p> <p>(1) 世帯全員の住民票の写し</p> <p>(2) 申請者の住民票の除票又は戸籍の附票の写し（指定転入者であること及び市区町村税証明発行自治体に居住していたことが確認できるもの）</p> <p>(3) 申請者の前年度の市区町村民税賦課期日に住民登録をしていた市区町村が発行する市区町村税の未納額がないことの証明書（完納証明書等）又は賦課されていないことの証明書（非課税証明書等）</p> <p>(4) 渋川市移住者住宅支援事業助成金自治会加入証明書（様式第2号）</p> <p>(5) 住宅等の登記事項証明書（所有権保存登記又は所有権移転登記を完了したもの）</p> <p>(6) 住宅等の案内図及び各階平面図</p> <p>(7) 住宅等の工事請負契約書又は売買契約書の写し</p> <p>(8) 渋川市移住者住宅支援事業助成金共有名義者同意書（様式第3号）（共有名義である場合に限り。）</p> <p>(9) 罹災証明書（県外被災者移住支援加算該当者に限り。）</p> <p>(10) 渋川市移住者住宅支援事業助成金市内企業就職証明書（様式第4号）（市内企業就職支援加算該当者に限り。）</p> <p>(11) その他市長が必要と認める書類</p>
	交付決定の時期等	<p>申請のあった日から14日以内に交付決定をします。</p> <p>助成金の交付を決定したときは、渋川市移住者住宅支援事業助成金交付決定兼確定通知書（様式第5号）により通知します。 。</p>
	請求の方法、支払 時期等	助成金の交付の確定を受けた人は速やかに渋川市移住者住宅支援事業助成金交付請求書（様式第6号）に渋川市移住者住宅支援事業助成金交付決定兼確定通知書（様式第5号）の写しを

	<p>添えて請求してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。</p>
<p>交付決定の取消し 又は補助金の返還</p>	<p>次の場合は、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 渋川市移住者住宅支援事業助成金交付要綱の定めを違反したとき。</p> <p>(3) その他市長が助成金を取り消すべき事由があると認められたとき。</p> <p>次の場合は、指定された期限までに、助成金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 助成金の交付を受けた後、助成金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p>
<p>申請書等の様式</p>	<p>渋川市移住者住宅支援事業助成金交付申請書（様式第1号）</p> <p>渋川市移住者住宅支援事業助成金自治会加入証明書（様式第2号）</p> <p>渋川市移住者住宅支援事業助成金共有名義者同意書（様式第3号）</p> <p>渋川市移住者住宅支援事業助成金市内企業就職証明書（様式第4号）</p> <p>渋川市移住者住宅支援事業助成金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第5号）</p> <p>渋川市移住者住宅支援事業助成金交付請求書（様式第6号）</p> <p>渋川市移住者住宅支援事業助成金交付決定取消し通知書（様式第7号）</p> <p>渋川市移住者住宅支援事業助成金返還命令書（様式第8号）</p>
<p>その他</p>	<p>助成対象者は、申請に関する書類を備え付け、助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。</p>
<p>取扱担当課</p>	<p>渋川市役所市民協働推進課（本庁舎）</p> <p>電話 0279-22-2401（直通）</p> <p>0279-22-2111（内線2182）</p> <p>メールアドレス iju@city.shibukawa.gunma.jp</p>

別表第1（交付金額関係）

項目	金額	内容
1 若者支援加算	10万円	助成対象者が40歳未満
2 市内業者利用加算	30万円	助成対象者が、市内業者との工事請負契約により住宅等を取得
3 中古住宅取得加算	10万円	助成対象者が中古住宅を取得
	30万円	助成対象者が渋川市空き家バンクを利用し中古住宅を取得
4 県外移住者支援加算	20万円	助成対象者の転入元自治体が県外である場合
5 県外被災者移住支援加算	30万円	助成対象者の転入元が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用対象となった県外自治体であり、居住していた住宅が転入元自治体が発行する罹災証明書で「半壊」以上の判定を受けていること。ただし、申請日前3年以内の自然災害によるものに限ります。
6 市内企業就職支援加算	10万円	申請日前1年以内に新たに市内企業に正規従業員として就職し、継続して就労している場合
7 消防団加入加算	3万円	転入日以後新たに市内の消防団に加入し、継続して活動している場合
8 居住誘導区域加算	20万円	居住誘導区域に住宅を取得した場合
9 過疎地域加算	10万円	過疎地域に住宅を取得した場合

備考

市内企業就職支援加算における市内企業の要件は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 勤務地の事業所が渋川市内に所在すること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものでないこと。
- (3) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は事業主が同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う業務を務めていないこと。

別表第2（交付金額関係）

項目	金額	内容
居住誘導区域特別加算	100万円	居住誘導区域加算、若者支援加算、渋川市空き家バンク利用及び県外移住者支援加算のいずれにも該当する場合